

茶屋新田土地区画整理区域内で 住所が変わります

実施時期：令和9年 秋頃 予定

町の境界 変更

- 土地区画整理事業により整備された道路境界に合わせて変更します。
- 国道302号などの南陽町の区域を、隣接する大西一丁目、大西三丁目に編入します。

住所など の変更

- 土地区画整理事業施行区域内(裏面参照)にお住まいの方や事業所は、換地処分により地番が変わりますので、住所(所在地)や本籍の番地部分が変わります。

住所表記例

番地が変わります

(現 在) 名古屋市港区東茶屋一丁目〇〇〇番地

(実施後) 名古屋市港区東茶屋一丁目△△△番地

又は □□□□番地

新しい住所や本籍は変更になる約1か月前にお知らせします。
変更に伴う諸手続きの案内も同時期にお送りします。

◆ご自身でお手続きをしていただくものの例◆

(令和9年秋頃予定の実施日以降に変更のお手続きをお願いします)

- マイナンバーカード
- 在留カード、特別永住者証明書
- 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証、自動車検査証※
- 不動産登記(土地、建物)の所有者の住所欄※
- 商業・法人登記の本店、支店及び代表者の住所欄※
- その他、電気、ガス、携帯電話、銀行などの住所変更等

※手続きに伴う登録免許税や手数料は免除されます。



港区広報キャラクター
みなびい

(お問い合わせ先) 名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課 電話：052-972-3178
メール：a3178@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp